

## 第1回東御市地域福祉計画・活動計画策定委員会次第

日時：令和6年6月4日（火）

午後2時から

場所：総合福祉センター3階 講堂

1 開 会

2 委 嘱

3 あいさつ

4 自己紹介

5 役員選出 会 長

副会長

6 概要説明

地域福祉計画・活動計画の概要について

【資料1・資料2】

7 議 事

(1) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一本化について 【資料3】

(2) 第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画の振り返りについて

【資料4・資料5】

(3) アンケート結果について

【資料6】

(4) 次回開催日について

(5) その他

8 そ の 他

9 閉 会

東御市地域福祉計画策定・推進委員会依頼団体名簿（任期：R6. 4. 1～R8. 3. 31）

区分	推薦団体	役職等	氏名
1 地域住民	田中地区地域づくりの会	生活福祉部会長	射手 幸平
	しげの里づくりの会	副会長	阿部 貴代枝
	祢津地域づくりの会	生活福祉部副会長	瀬田 智之
	和地域づくりの会	副会長	塩崎 和男
	御牧ふれあいの郷づくり協議会	生活福祉部副会長	小山 美佐子
2 社会福祉事業者	社会福祉法人みまき福祉会	副施設長	荒井 昭成
	社会福祉法人ちいさがた福祉会	総合施設長	岩佐 淳
3 社会福祉活動者	東御市ボランティア連絡協議会	副会長	丸山 和
	東御市民生児童委員協議会	滋野地区副会長	松本 幸子
	東御市保護司会	保護司	清水 八重子
4 福祉団体	東御市身体障害者福祉協会	会長	高橋 美也子
	東御市シニアクラブ連合会	会員	小林 峯雄
	東御市手をつなぐ育成会	理事	矢島 未保
5 学識経験者	東御市子育て支援審議会	会長	小池 道子
6 市長が必要と認める者	公益財団法人身体教育医学研究所	総務主任	岡田 佳澄
助言者	長野大学	教授	矢野 亮

## 東御市地域福祉計画推進・策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき、東御市地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定し、地域福祉に関する施策を推進するため、東御市地域福祉計画策定・推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (任務)

第2条 委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定又は変更に関すること。
- (2) 計画の進行管理に関すること。
- (3) その他地域福祉の推進に関し必要な事項

### (組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地域住民
- (2) 社会福祉事業者
- (3) 社会福祉活動者
- (4) 福祉団体
- (5) 学識経験者
- (6) その他市長が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (役員)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が選出される前の会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会長が、必要があると認めるときは、委員会の会議へ関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(作業部会)

第7条 計画の策定案の作成を行うため、会長が必要と認めた場合は、委員会に作業部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この告示の施行の日以後最初に委嘱する委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、委嘱の日から令和8年3月31日までとする。